

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に
関する当面の取扱い（案）」に対する意見

平成18年3月16日に公開・コメント募集が行なわれた、実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、つぎのとおり意見を提出いたします。

〈 意 見 〉

平成16年の厚生年金保険法改正によって、厚生年金基金設立企業が基金の代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなり、企業の代行部分に対する責任が根本的に変更された。このため、速やかに退職給付会計基準における代行部分の取扱いを見直すべきである。

これは、最低責任準備金を超えて負担を行うことが法的に消滅したことを意味することは明白であり、本公開草案に反対するとともに、代行部分については、退職給付会計基準の対象外とするよう早急に見直すことを要請いたします。

追記

なお、現行の会計基準を継続した場合、平成16年の法改正によって企業が支出することが法的にないとしたものを負債として認識することになるが、このような現行の取扱いは会計基準として全く妥当性を欠くものであり、代行部分については退職給付会計基準の対象外とするのが妥当で、又、法的に要請されたものとするのが公平性の観点から一般的（常識的）であり、退職給付会計基準の対象外とするのが妥当であり、再度早急な見直しを要請いたします。

平成18年4月28日
全国計機厚生年金基金

(所在地) 千代田区一番町 19 全国農業共済会館 4F